

目黒区立月光原小学校PTA会則

第1章 名称・事務所

第1条 本会は、月光原小学校PTAと呼び、事務所を目黒区立月光原小学校内(東京都目黒区目黒本町4丁目15-3)におく。

第2章 目的および事業

第2条 学校と家庭が協力して児童の福祉の増進をはかる。また会員相互の教養を高め、親睦を深める。

第3条 第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. PTA活動に対する理解と関心を深めるための活動
2. 教育に関する研究、調査、懇談会等
3. 会員の教養の向上と相互の親睦
4. 児童の校外生活の指導や生活環境の改善および善行の奨励
5. その他目的達成に必要な活動

第3章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする自主独立の民主団体として、他の支配、統制干渉を受けず次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育や福祉のために活動する団体や官公庁と協力する。
2. 営利的事業や特定の宗教・政党に関係すること、支持することはしない。
3. 学校や教育委員会と意見の交換をし、学校の教育活動に協力するが、学校の管理や人事については干渉しない。

第4章 会員

第5条 本会の会員は、次の者で組織する。

1. 本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者(以下保護者という)および本校に勤務する教職員
2. 会員はすべて平等の権利とPTA活動に協力する義務を有する。
3. この会へは自由意志で入会し、また退会できる。
 - (1) 本会への入会希望者は、入会届を提出する。
 - (2) 本会の退会は次のとおりとする。

自動退会: 子の卒業または勤務校の異動によって会員資格を失う場合は、会員資格の消滅をもって退会とする。(退会届の必要なし)

任意退会: 転居または自由意志によって退会する場合は、退会届を提出する。

第5章 経理

第6条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって賄う。

1. 会費は世帯単位とし、その金額及び徴収については細則で定める。
2. 経理は、総会で承認された予算にもとづいて行う。

3. 決算は、会計監査を経て総会に報告され、その承認を得なければならない。
4. 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 役員および会計監査

第7条 役員は、次のとおりとする。ただし、会長を除いた役員は諸事情に応じて増減することができる。

1. 会 長 1名(保護者)
2. 副会長 5名(保護者4、教職員1)
3. 書 記 3名(保護者2、教職員1)
4. 会 計 3名(保護者2、教職員1)

第8条 役員は、原則として4月1日に就任し、任期は2年をとる。ただし再任を妨げない。

第9条 役員は、会員から立候補または推薦により選出され、総会での承認を得て選任される。

第10条 役員に欠員を生じたときは、別途選出し、運営委員会の同意を得て補充することができる。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。また、総会、役員会、運営委員会、特別委員会を召集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その代わりをつとめる。また、ICT関連の運用責任者としてBANDなどの管理を行う。
3. 書記は、庶務を担当し、総会及び役員会、運営委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録・保管する。
4. 会計は、経理事務を担当し、監査を経て決算を定期総会に報告する。

第12条 会計監査委員は、年2回本会の会計状況を監査し、総会に報告する。

第13条 会計監査委員の任期は、原則として4月1日から1年間とする。

第14条 会計監査委員は1～2名とし、その選出は、役員の場合に準ずる。

第7章 顧問

第15条 本会に顧問を置くことができる。

第16条 顧問は、会長が必要と認め、運営委員会で承認された者とする。

第17条 顧問の任期は、承認された日から運営委員会で解任されるまでとする。

第18条 顧問は、会長の諮問に応じて運営委員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、運営委員会での議決権は有さないものとする。

第8章 会議

第19条 本会の会議は、次の通りとする。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 部

第20条 その他必要に応じて、特別委員会を設置することができる。特別委員会は、その任務

を終了したとき解散する。

第21条 総会は、次のように運営する。

1. 総会は、全会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とし、招集、書面（電磁的記録を含む）、電磁的な議決いずれかの方法で行うものとする。
2. 定期総会は、原則として5月と年度末に開催し、次の事項を審議決定する。
 - （1）年間事業に関する事項
 - （2）予算及び決算
 - （3）会則の制定及び改廃
 - （4）役員・各部部長・会計監査委員の選出
 - （5）その他本会に関する重要事項
3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の10分の1以上の要請があったときに開催する。
4. 総会の定足数は、会員の10分の1以上とする。
5. 議決権は、保護者1世帯につき1、教職員1名につき1とする。
6. 総会の決議は、議決権者の過半数の同意を必要とする。ただし、会則の制定及び改廃については、議決権者の3分の2以上の同意を必要とする。

第22条 役員会は、次のように運営する。

1. 会長、副会長、書記、会計、校長、副校長によって構成する。
2. 役員会は、必要に応じて開催する。
3. 役員会は、運営委員会に提出する議案の作成、その他必要な事項を企画・審議する。
4. 会長は、必要に応じて各部部長、会計監査委員を召集する。

第23条 運営委員会は、本会の執行機関として次のように運営する。

1. 第7条の役員、各部の部長、校長、副校長及び特別委員によって構成する。ただし、必要に応じて関係部員が出席することができる。
2. 運営委員会は、必要に応じて開催する。
3. 運営委員会は、総会に提出する議案の作成、各部より提出された事項、その他本会の活動全般に関する事項を審議決定する。
4. 会則に定めのない事項は、運営委員会の決議による。
5. 運営委員会の定足数は、委員の3分の2以上とする。
6. 運営委員会の決議は、過半数の同意を必要とする。

第9章 部

第24条 本会に必要な活動のため、次の部を設ける。

1. 学年部
2. 文化保健部
3. 広報部
4. 校外部

第25条 各部部長の任期は、4月1日から1年間とする。ただし再任を妨げない。

第26条 各部部長の選出は、役員の場合に準ずる。

第27条 各部の組織運営について必要な事項は、細則に定める。

第10章 細則

第28条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定めることができる。

第29条 運営委員会は、細則を制定または改廃したときは、その結果を次期総会に報告しなければならない。

付則

1. 本会は、目黒区立小学校PTA連合会の単位PTAとして連絡協調をはかる。
2. この会則は、昭和48年3月15日から施行する。

昭和54年 5月21日改正 昭和55年 3月 6日改正 昭和58年 5月12日改正
昭和60年 3月15日改正 昭和63年 3月15日改正 平成 5年 3月15日改正
平成 9年 5月20日改正 平成10年 9月 5日改正 平成12年 3月14日改正
平成13年 5月18日改正 平成14年 2月28日改正 平成22年 3月12日改正
平成24年 3月10日改正 平成26年 3月17日改正 平成27年 3月10日改正
平成29年 1月30日改正 平成31年 2月21日改正 令和 4年 4月 1日改正
令和 6年 4月 1日改正

目黒区立月光原小学校 PTA 慶弔規定

第1条 本会として慶弔を表す必要がある時は、運営委員会の議決を得て行う。ただし、会長が専決して行うことができる。

第2条 会長が専決して行った場合には、運営委員会に報告し、承認を得る必要がある。

付則

1. この規定は昭和25年4月1日から施行する。

昭和30年4月改正 昭和31年4月改正 昭和41年4月改正 昭和44年4月改正
昭和47年5月改正 昭和49年5月改正 昭和51年3月改正 昭和55年3月改正
昭和60年3月改正 平成 元年3月改正 平成10年9月改正 平成12年3月改正
平成14年2月改正 令和6年4月1日改正

月光原小学校PTA細則

この細則は、月光原小学校PTA会則(以下会則という)第10章 第28条に基づき制定する。

第1章 会費

- 第1条 本会の会員は、年度毎にPTA会費(以下会費)を納める。
- 第2条 会費の金額は、毎年年度初めの運営委員会で協議し、総会の承認を得て決定する。
- 第3条 会費は、年1回徴収する。
- 第4条 転入者については、4月～9月の転入者は全額、10月以降の転入者は半額を徴収する。
- 第5条 転出者についての返金はないものとする。

第2章 部

- 第6条 各部の部員は、会員から若干名選出する。
- 第7条 部員の中で、副部長・書記・会計担当を設ける。
- 第8条 各部には、1～2名程度の教員が所属し連携を図る。
- 第9条 各部部長は、引継ぎが終了するまで翌年度の部長をサポートする。
- 第10条 各部の事業については、各部で協議し、担当事業の計画や決定事項及び事業報告について運営委員会に提出し、承認を得る。

第3章 個人情報取り扱い

- 第11条 月光原小学校PTA(以下、「本会」という。))が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データ(以下、「個人情報データ」という。)の取り扱いについて定めるものとする。
- 第12条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第13条 本会における個人情報データの管理者は、PTA会長とする。
- 第14条 本会における個人情報データの取扱者は、PTA役員及び各委員長・部長とする。
- 第15条 個人情報データの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 第16条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示する。なお、特に配慮が必要な要配慮個人情報を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。
- 第17条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。
 - 1. 会費集金、管理、その他の文書の送付
 - 2. 会員名簿、各部名簿、活動参加者名簿の作成
 - 3. その他、PTA活動の推進に必要な場合
- 第18条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 第19条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第20条 個人情報データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。
- 第21条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
 4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 第22条 個人情報を第三者(前条第1号から第4号の場合及び目黒区立月光原小学校、目黒区教育委員会を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
1. 第三者の氏名
 2. 提供する対象者の氏名
 3. 提供する情報の項目
 4. 対象者の同意を得ている旨
- 第23条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び目黒区立月光原小学校、目黒区教育委員会を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
1. 第三者の氏名
 2. 第三者が個人情報を取得した経緯
 3. 提供を受ける対象者の氏名
 4. 提供を受ける情報の項目
 5. 対象者の同意を得ている旨
- (事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)
- 第24条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第25条 個人情報データを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。
- 第26条 本会は、取扱者に対して、定期的に個人情報データの取り扱いに関する留意事項について周知するものとする。
- 第27条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付則

1. 本細則は、令和4年4月1日より施行する。
令和6年4月1日一部改正